

埼玉県博物館等の博物館実習生受入要領

昭和52年4月 1日教育長決裁

昭和60年4月 1日一部改正

昭和63年1月20日一部改正

平成 3年5月21日一部改正

平成11年3月 4日一部改正

平成14年2月15日一部改正

平成18年1月 4日一部改正

令和 3年3月24日一部改正

1 趣旨

この要領は、埼玉県立の歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、自然の博物館、川の博物館、近代美術館、文書館及びさいたま文学館（以下「博物館等」という）において行う博物館実習について、必要な事項を定めるものとする。

2 実習申し込みの受付

(1) 実習申し込みは、次の区分に従いそれぞれの博物館等で受け付ける。

歴史と民俗の博物館 考古、日本史、民俗、古美術、保存科学

さきたま史跡の博物館 考古、日本史、保存科学

自然の博物館 自然（動物、植物、地質、環境）

川の博物館 自然（河川や湖沼に関する事）

人文（環境・地理・民俗などに関する事）

近代美術館 近現代美術

文書館 日本史、歴史地理、文書管理

さいたま文学館 文学

(2) 受付期間は、毎年4月1日から4月末日までとする。

3 実習生の選考

実習生は、実習申し込みを受け付けた者の中から博物館等で選考する。

4 実習選考基準

次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 大学が適当と認めた者

(2) 埼玉県に本籍若しくは住所を有する者、又は埼玉県に所在する大学に在学する者

(3) 大学において博物館概論の単位を修得した者

5 受入人員

年次受入人員は、原則として次のとおりとする。

歴史と民俗の博物館 45人以内

さきたま史跡の博物館 15人以内

自然の博物館 15人以内

川の博物館 15人以内

近代美術館 20人以内

文書館 10人以内

さいたま文学館 5人以内

6 実習の期間及び日数

実習は、原則として毎年7月中に実施するものとし、その期日は博物館等の長がそれぞれ定めるものとする。実習の日数は原則として7日とする。

7 実習課程

実習課程は、博物館等の長がそれぞれ定めるものとする。この場合、学芸員の職務のすべての分野を実習体験できるように配慮する。

8 その他

(1) 実習生受入に関する書類の様式は、各博物館等とも同一のものとし、別に定める。

(2) 実習に要する資材は、実習生の負担とする。

(3) この要領に定めるもののほか、実習の受入に必要な事項は博物館等の長が定める。